

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の定款の変更認可……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…一

○令和五年漁期における底魚一本釣り漁業の制限措置の内容等……………(産業労働局農林水産部水産課)…一

○令和五年におけるさんご漁業の制限措置の内容等……………(同)…二

○都立公園の認定公募設置等計画の変更認定……………(建設局公園緑地部公園課)…三

○東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………(港湾局港湾経営部経営課)…三

公告

○開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…四

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…四

告示

●東京都告示第百二十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西麻布三丁目北東地区市街地再開

発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年二月十五日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

西麻布三丁目北東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年九月十日から令和十年十月三十一日まで

三 施行地区

港区西麻布三丁目及び六本木六丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区元麻布三丁目一番三十六号

令和二年九月十日

五 変更の内容

事務所の所在地を港区西麻布三丁目二番二十一号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

令和五年二月十五日

●東京都告示第百二十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和五年漁期における底魚一本釣り漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和五年二月十五日

東京都知事 小池百合子

一 制限措置の内容

別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和五年二月十五日から同年三月十五日まで

別表

制限措置の内容						
漁業種類	許可等をすべき船舶の数	許可等をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
底魚一本釣り漁業	50隻	5トン以上60トン未満で許可証に記載された総トン数	定めなし	小笠原海域(嬬婦岩と北之島との中間線(北緯28度30分(測量法(昭和24年法律第188号)第11条第3項に規定する世界測地系による。)の線をいう。)から南側の小笠原諸島地先海面をいう。)	周年	東京都島しょ部に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ部の区域にあり)、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。)が東京都島しょ部の区域にある者であること。
	5隻					鹿児島県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。
	2隻					熊本県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が熊本県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が熊本県の区域にある者であること。
	2隻					宮崎県に住所を有し(法人にあっては、主たる事務所の所在地が宮崎県の区域にあり)、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。

●東京都告示第百二十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和五年におけるさんご漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和五年二月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 制限措置の内容

別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和五年二月十五日から同年三月十五日まで

別表						
制限措置の内容						
漁業種類	許可等をすべき船舶の数	許可等をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
さんご漁業（造礁さんご）	2隻	定めなし	定めなし	小笠原海域（編笠岩と北之島との中間線（北緯28度30分（測暈法（昭和24年法律第188号）第11条第3項に規定する世界測地系による。）の線をいう。以下同じ。）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。以下同じ。）	周年	漁業を営む者の資格は東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都小笠原支庁管内の区域にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること。）。
さんご網漁業	4隻	20トン未満で許可証に記載された総トン数	定めなし	伊豆諸島海域（千葉県、神奈川県、静岡県との境から、編笠岩と北之島との中間線までの伊豆諸島地先海面をいう。）ただし、以下に定めるA線とB線との間の海域及び北緯30度00分（測暈法第11条第3項に規定する世界測地系による。）以南の海域を除く。 A線：次のア、イ及びウによって構成される線 ア 東経139度08分以西にあっては北緯34度24分の線 イ 東経139度15分以東にあっては北緯34度17分の線 ウ 東経139度08分と東経139度15分との間にあっては次の（ア）、（イ）及び（ウ）を順に結んだ線 （ア） 北緯34度24分 東経139度08分の点 （イ） 北緯34度19分 東経139度10分の点 （ウ） 北緯34度17分 東経139度15分 B線：北緯33度39分の線	周年（6月1日から同月30日までを除く。）	東京都大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都大島支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都大島支庁管内にある者であること。）。
	1隻					東京都三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内にある者であること。）。
	13隻					東京都八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都八丈支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都八丈支庁管内にある者であること。）。
	9隻					東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること。）。
				小笠原海域。ただし、北緯27度41分以北及び北緯24度30分以南の海域を除く。		

●東京都告示第三百十号

東京都立明治公園の整備・管理運営事業（公募設置管理制度）における認定公募設置等計画の変更については、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の六第一項の規定に基づき、次のとおり認定したので告示する。

令和五年二月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 認定計画提出者 Tokyo Legacy Parks株式会社

二 変更を認定した日 令和五年二月十四日

三 認定の有効期間 公募対象公園施設の工事着手の日から二十年間

四 指定した公募対象 新宿区霞ヶ丘町及び渋谷区神宮前公園施設の場所 二丁目各地内

●東京都告示第三百三十一号

東京都港湾環境整備負担金条例（昭和五十五年東京都条例第五十八号）第二条第一項に規定する負担対象工事の指定について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年二月十五日

東京都知事 小池 百合子

工事の種類	工事の名称	工事の実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担区域	工事費に對する負担の割合	当該工事に係る負担区域にある工場又は事業場の敷地等の合計面積
港湾環境整備施設(施設の敷地を含む)の建設又は改良の工事	城南島海浜公園整備工事 品川北ふ頭公園整備工事	一 大田区城南島四丁目、大田区城南島五丁目 二 港区海岸二丁目 三 港区港南五丁目	令和四年三月三十一日	四八、三二七、七〇〇円	東京港臨港地区	一 十六分の一 二 八分の一 三 四分の一	八、一九四、六八二平方メートル
港湾環境整備施設(施設の敷地を含む)の維持の工事	城南島海浜公園ほか七公園維持工事	一 大田区城南島四丁目、大田区城南島五丁目、城南島海浜公園 二 江東区豊洲一丁目、春海橋公園 三 港区海岸二丁目、芝浦南ふ頭公園 四 港区港南五丁目、品川北ふ頭公園 五 品川区八潮二丁目、コンテナふ頭公園 六 江東区青海四丁目、青海中央ふ頭公園 七 江東区青海三丁目、江東区青海四丁目、暁ふ頭公園 八 江東区新木場二丁目、新木場公園	同日	一〇七、〇五七、六一七円	同右	八分の一 四分の一 二分の一	七、四七八、六九三平方メートル
漂流物の除去その他の水面清掃のための工事	東京港港湾区域内水面清掃工事	東京港港湾区域	同日	一三〇、七二〇、二四五円	東京港港湾区域及び東京港臨港地区	五分の一	一五、七六八、九六七平方メートル

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年二月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 住所及び氏名

清瀬市中里一丁目千六百七十番地四十一
 株式会社富晴
 代表取締役 富田 譲治

清瀬市野塩一丁目百五十番四、西東京市芝久保町四丁目二番八、同番九、同番十一から同番十六まで、百五十一番五から同番七まで、百五十三番六及び同番七
 株式会社アイムホーム
 代表取締役 塚田 吉郎

東村山市廻田町四丁目五番十七、同番十七地先、六番十一地二
 東村山市廻田町一丁目六番
 細淵 英重

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年二月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 サミットストア世田谷船橋店
- 二 店舗所在地 世田谷区船橋六丁目二十七番二十一号
- 三 設置者名 株式会社S M B C信託銀行
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番二号
- 五 変更前の店舗名 (仮称)世田谷船橋六丁目計画
- 六 変更後の店舗名 サミットストア世田谷船橋店
- 七 変更前の店舗所在地 世田谷区船橋六丁目三十一番一号
- 八 変更後の店舗所在地 世田谷区船橋六丁目二十七番二十一号
- 九 変更日 令和四年四月六日ほか
- 十 届出日 令和五年一月三十一日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 令和五年二月十五日から同年六月十五日まで。ただし、東京都の休

十三 縦覧時間

日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 ライフ中野坂上店
- 二 店舗所在地 中野区中央一丁目三十六番三号
- 三 設置者名 株式会社S M B C信託銀行
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番二号
- 五 変更前の設置者の代表者名 荻野 浩三
- 六 変更後の設置者の代表者名 奥 敦之
- 七 変更日 令和四年六月三十日
- 八 届出日 令和五年一月三十一日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和五年二月十五日から同年六月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 十一 縦覧時間 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第四項及び

法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年二月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年二月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 A K I B AカルチャーズZ O N E
- 二 店舗所在地 千代田区外神田一丁目七番六号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の閉店時刻 午後九時
- 六 変更後の閉店時刻 午後十時四十五分
- 七 変更日 令和五年二月十七日
- 八 届出日 令和五年二月二日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和五年二月十五日から同年六月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 十一 縦覧時間

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一〇一〇一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

